

不利益処分の処分基準

処 分 名		障害児福祉手当及び特別障害者手当支給不正 利得 の徴収
根拠法及び条項		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）第 24 条、第 26 条の 5
所 管 部 課 名		福祉部 福祉課
処 分 基 準	関係条項	なし
	基 準	次の条件への該当により処分を行うもの。 ・偽りその他の不正の手段により手当の支給を受けた事実があること。
	参考事項	
	設 定 等 年 月 日	平成 9 年 4 月 1 日設定
	備 考	